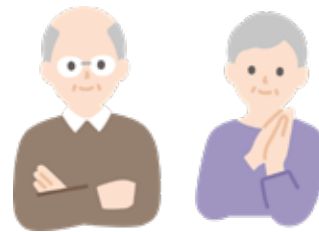


介護保険料のお知らせを7月中旬に郵送します

長寿介護課 ☎32-8009 FAX 34-3388

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが納める保険料と国や県、市が負担する公費を財源にして、各市町村が運営しています。65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに市町村が策定する介護保険事業計画において、65歳以上の人口や介護サービスの利用量の見込みなどから算定されています。令和6年度からスタートした第9期計画(本年度末まで)における介護保険料基準月額、4,900円です。また、介護保険料は基準月額を基に本人の所得や世帯の課税状況に応じた負担となるよう、13段階に分かれています。



■所得段階別 保険料

所得段階	対象者	保険料率 (基準月額4,900円)	保険料年額 (保険料月額)
第1段階	生活保護を受けている人、または世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人、もしくは前年の合計所得金額※+課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準月額×0.175	10,284円 (857円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の人	基準月額×0.30	17,640円 (1,470円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準月額×0.50	29,400円 (2,450円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税の課税者がおり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準月額×0.80	47,040円 (3,920円)
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税の課税者がおり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超の人	基準月額×1.00	58,800円 (4,900円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準月額×1.20	70,560円 (5,880円)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準月額×1.30	76,440円 (6,370円)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準月額×1.50	88,200円 (7,350円)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準月額×1.70	99,960円 (8,330円)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準月額×1.90	111,720円 (9,310円)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準月額×2.10	123,480円 (10,290円)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準月額×2.30	135,240円 (11,270円)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準月額×2.40	141,120円 (11,760円)


令和7年(1~12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が80万9千円から82万6,464円となったことを踏まえ、令和8年度からの所得段階基準についても第1・2・4・5段階の対象者における基準額は、80万9千円から82万6,500円となりました。また、令和8年度の介護保険料算定に限り、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、令和7年度の給与所得控除の算出方法で出された合計所得金額を用います。

※合計所得金額…収入から必要経費などを控除した額。所得段階が第1~5段階の人の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。給与所得がある場合は、給与所得(所得金額調整控除の適用を受けている場合は適用前の金額)から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします。分離譲渡所得がある人の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

障がいがある人とその家族に手当を支給します

福祉課 ☎32-8010 FAX34-3388

下表のとおり手当が支給されます。所得・併給制限などがありますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください。

手当名称	対象者	手当額 (月額)	加算対象	加算額 (月額)	支給
特別障がい者手当	下記①～④のいずれかに該当する、20歳以上の障がいがある人 ※手帳区分はあくまで目安で、診断書によって認定します。 ※ア～ウのいずれかに該当する人は対象外です。 ア 施設に入所している イ 病院または診療所に3カ月以上入院している ウ 在宅重度障がい者手当の支給を受けている				 5月 8月 11月 2月
	①身体障がい者手帳2級以上の障がい重複している ②身体障がい者手帳2級以上の障がいがあり、IQ(知能指数)20以下、または常時介護が必要な精神障がいがある ③身体障がい者手帳2級以上の障がいがある、またはIQ20以下、もしくは常時介護が必要な精神障がいがあり、他に身体障がい者手帳3級相当の障がい2つ以上ある ④身体障がい者手帳2級以上の障がいがある、またはIQ20以下、もしくはこれと同程度の障がい、または病状があり、日常生活においてほぼ全面介護が必要 ⑤血液などの疾病があり、上記と同程度の常時特別な介護が必要	30,450円	身体障がい者手帳2級以上かつIQ35以下 身体障がい者手帳2級以上またはIQ35以下	A種 6,850円 B種 1,050円	
障がい児福祉手当	下記①～③のいずれかに該当する、20歳未満の障がいがある人 ※ア～ウのいずれかに該当する人は対象外です。 ア 施設に入所している イ 障がいを事由とした年金を受給している ウ 在宅重度障がい者手当の支給を受けている				5月 8月 11月 2月
	①身体障がい者手帳1級(2級の一部を含む)の障がいがある ②IQ20以下 ③てんかんで精神に障がいがあり、上記と同程度の障がいまたは病状で常時介護が必要 ④血液などの疾病があり、上記と同程度の常時介護が必要	16,560円	身体障がい者手帳2級以上かつIQ35以下 身体障がい者手帳2級以上またはIQ35以下	A種 6,900円 B種 1,150円	
在宅重度障がい者手当	下記①～④のいずれかに該当する、在宅の障がいがある人 ※ア～ウのいずれかに該当する人は対象外です。 ア 施設に入所している イ 病院または診療所に3カ月以上入院している ウ 特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当の支給を受けている				4月 8月 12月
	1 ①身体障がい者手帳2級以上の障がいがあり、療育手帳A判定(IQ35以下)の合併障がいがある 2 ②身体障がい者手帳2級以上の障がいがある ③療育手帳A判定(IQ35以下) ④身体障がい者手帳3級の障がいがあり、療育手帳B判定(IQ50以下) ※2種では65歳以上で新たに障がい者となった人は除きます。	15,950円 6,950円	加算なし		
特別児童扶養手当	下記①～④のいずれかに該当する、20歳未満の障がいがある人を監護・養育している人 ※手当区分や手帳の等級・判定の相互関係はあくまで目安で、診断書によって認定します。 ※診断書などの内容によって、手当額が異なる場合があります。 ※施設への入所者は対象外です。				4月 8月 11月
	重 ①身体障がい者手帳2級以上の障がいがある ②療育手帳A判定(IQ35以下)の障がいがある 中 ③身体障がい者手帳3級(4級の一部を含む)相当の障がいがある ④療育手帳B判定(IQ50以下)の障がいがある	58,450円 38,930円	加算なし		
みよし市在宅心身障がい者扶助費	下記①～③のいずれかに該当する、1年以上みよし市に住所があり、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っている人 ※施設(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障がい者支援施設、障がい児入所施設などの第1種社会福祉事業による施設)に入所している人は対象外です。				7月 11月 3月
	①身体1・2級、精神1級、療育A判定	4,500円	加算なし		
	②身体3級、精神2級、療育B判定	4,000円			
③身体4～6級、精神3級、療育C判定	2,500円				

国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの一斉更新

保険健康課 ☎32-8011 FAX 34-3388

現在お持ちの国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせは、有効期限(令和8年7月31日)を過ぎると使用することができません。詳しくは、下記フローチャートを確認してください。



マイナポータル
よくあるご質問

【対象者】

75歳未満で、国民健康保険に加入している人

【郵送の時期】

7月20日(祝)以降、順次

【郵送されてくるもの】

- 一斉更新がある人…下記のいずれか
 - ①マイナ保険証^{*}を持っている70～74歳の人
→資格情報のお知らせ(オレンジ色の封筒)
 - ②マイナ保険証を持っていない人
→資格確認書(緑色の封筒:簡易書留)
- 一斉更新がない人…何も郵送されません

※マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカードのことです。登録状況はマイナポータルから確認することができます。健康保険証の利用登録をしたか覚えがない人は、右記QRコード「マイナポータル よくあるご質問」をご覧ください。

【その他】

- 古い資格確認書は、有効期限後に自身で破棄してください。
- 在留期限のある外国籍の人は、国民健康保険の更新手続きが必要です。
- 郵便物を自宅以外の別の場所へ転送している場合、資格確認書は転送先へは送られません。
- 勤務先の健康保険などに加入している人で、まだ国民健康保険の資格喪失の手続きを済ませていない場合は、早急に手続きが必要です。市役所1階 保険健康課までお越しください。
- DV等支援措置を受けている人と、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限が切れた人は、マイナ保険証を持っている場合でも資格確認書が郵送されます。

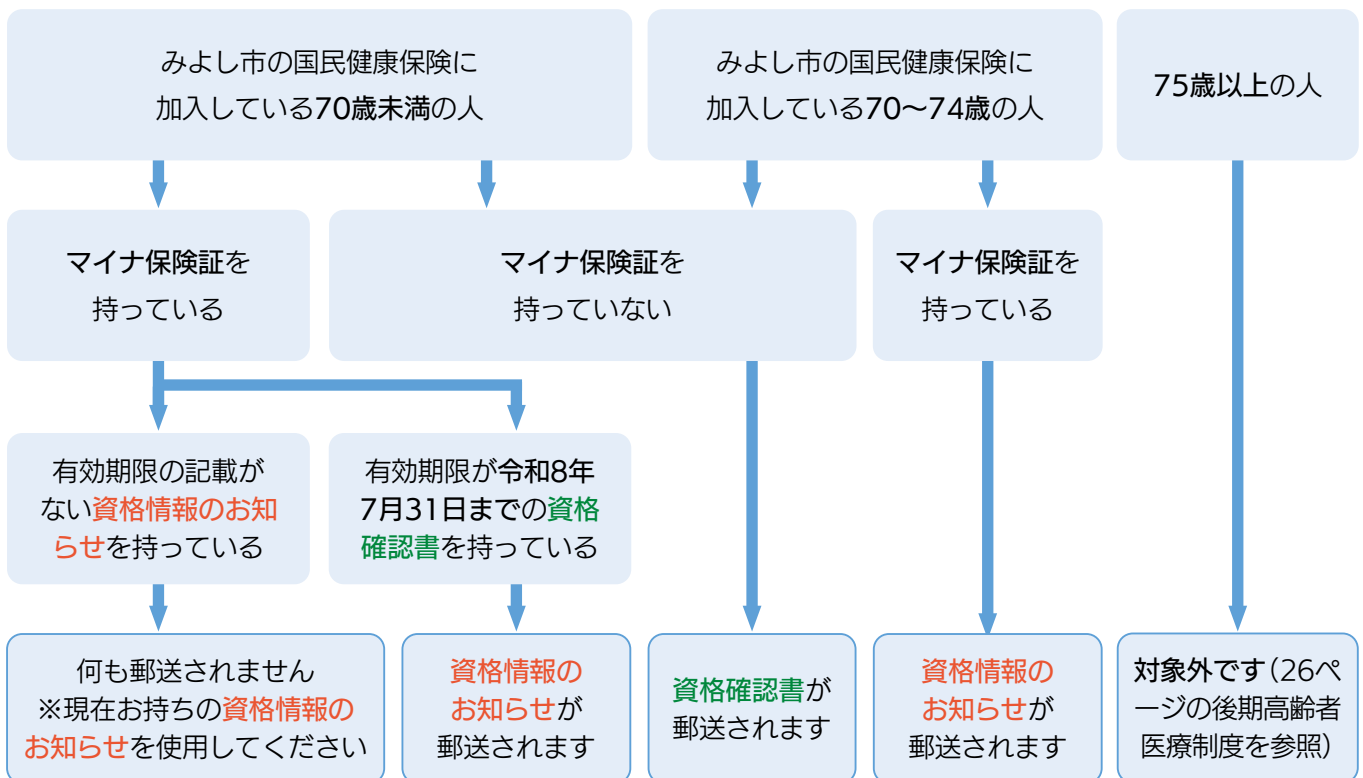


▲オレンジ色の封筒(サンプル)



▲緑色の封筒(サンプル)

【フローチャート(本年8月1日時点)】



福祉医療費などの支給認定の手続き

保険健康課

☎32-8016

FAX 34-3388

福祉医療費などの支給認定の手続きをしていない人は、早めの申請をお願いします。

詳細は、ホームページをご覧ください。



ホームページ

対象 市内在住の医療保険加入者で、下表のいずれかに該当する人

持物 ①福祉医療…身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、診断書など

②養育医療…養育医療意見書など

《①・②共通》…加入している医療保険の資格情報が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)、マイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの

申込 随時。必要書類などを持参して、市役所1階 保険健康課へ直接

他 各医療制度の受給者で、医療保険や住所などに変更があった場合は保険健康課へ届け出が必要



福祉医療制度	対象
子ども医療	①18歳到達の年度末までの子ども(通院および入院費の自己負担分) ②進学目的で市から転出した高校生を税法上扶養している人(入院費の自己負担分)
学生医療	①19歳到達年度の4月1日から24歳到達の年度末までの大学生など(入院費の自己負担分) ②進学目的で市から転出した大学生などを税法上扶養している人(入院費の自己負担分)
障がい者医療	①身体障がい者手帳の等級が1級から3級までの人(腎臓機能障がいの人は4級まで、進行性筋萎縮症 <small>しゆくく</small> の人は4級から6級まで) ②IQ(知能指数)が50以下の人 ③自閉症状群と診断された人
ひとり親家庭等医療	①ひとり親家庭で18歳以下の児童を扶養する父母とその児童(所得制限あり) ②父母のいない18歳以下の児童 ③父または母が重度の障がいがある家庭で、18歳以下の児童のいる家庭の父母および児童(所得制限あり)
精神障がい者医療(精神医療のみ)	①精神障がい者保健福祉手帳3級を持っている人 ②自立支援医療(精神通院)を受給している人 ③精神科医により精神障がい者と診断された人
精神障がい者医療(全疾病対応)	精神障がい者保健福祉手帳1級または2級を持っている人
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療の被保険者で、次のいずれかに該当する人 ●障がい者医療受給資格者 ●ひとり親家庭等医療受給資格者 ●精神障がい者医療受給資格者 ●一人暮らしで市民税非課税の人 ●結核による入院勧告措置の人 ●精神の疾病で措置入院の人 ●3カ月以上寝たきりや認知症の状態(要介護4または5)で、市民税非課税世帯の人

養育医療制度	対象
未熟児養育医療	養育医療の対象となる未熟児と認められ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた人

市税などの納期

納税課 ☎32-8051 FAX 32-2585

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。

※口座振替は市内の指定金融機関へ直接お申し込みください。市外の本店などで申し込む場合は納税課までご連絡ください。

区分	納付期限
市県民税・森林環境税(普)	2期 8月31日
固定資産税・都市計画税	2期 7月31日
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料(普)	1期 7月31日 2期 8月31日



(普)…普通徴収

みよし市の人口

(令和8年6月1日現在)

人口 61,162人(+78人)

男性 31,318人(+57人)

女性 29,844人(+21人)

世帯数 26,549世帯(+59世帯)

※()は前月比

令和7年度 情報公開制度・会議公開制度の実施状況

総務課 ☎32-8000 FAX 32-2165

本市では、皆さんの知る権利を尊重するとともに、行政運営の透明性の向上と公正の確保を図るため、情報公開を実施しています。詳しくは、市役所1階みよし情報プラザ、またはホームページをご覧ください。

情報公開制度

情報公開制度とは、本市が保有する文書について、皆さんからの「知りたい」という請求に応じてその文書をお見せする（開示する）制度です。令和7年度の実施状況は表1のとおりです。



ホームページ

会議公開制度

会議公開制度とは、市民の皆さんの市政への参加を進め、より開かれた市政の実現を目指して実施しているものです。令和7年度の実施状況は表2のとおりです。本年度も会議の公開を実施しています。どなたでも傍聴できますので、ぜひお越しください。



ホームページ

表1 実施機関別の開示請求件数・処理状況 (単位:件)

実施機関	開示請求	処理状況				
		決定の内容			決定 処理中	取り 下げ
		全部	部分	不開示		
市長部局(合計)	89	63	7	8	4	7
企画政策課	7	3	2	1		1
デジタル戦略課	1	1				
総務課	9	5		3		1
防災安全課	3	2				1
協働推進課	3	2		1		
保険健康課	3	2		1		
保育課	16	7	3	2	1	3
緑と花のセンター	1	1				
生活環境課	4	4				
税務課	9	8	1			
道路河川課	14	13				1
下水道課	10	7			3	
公園緑地課	8	8				
会計課	1		1			
教育委員会(合計)	8	5	3			
学校教育課	3	2	1			
学校給食センター	1	1				
スポーツ課	2	1	1			
生涯学習推進課	2	1	1			
選挙管理委員会	1	1				
監査委員	2			2		
病院事業管理者	3	3				
合計	103	72	10	10	4	7

※令和6年度の開示請求件数は、161件です。

表2 附属機関などの会議公開状況

会議名	開催回数	公開・非公開の別
みよし市行政改革推進委員会	2	公開
みよし市行政評価委員会	3	公開
みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会	2	公開
みよし市表彰審査委員会	1	非公開
みよし市情報公開・個人情報保護審査会	1	公開
みよし市いじめ問題調査委員会	1	公開(一部非公開)
みよし市行政不服審査会	1	公開
みよし市公契約審議会	2	公開(一部非公開)
みよし市特別職報酬等審議会	2	公開
みよし市防災会議	1	公開
みよし市男女共同参画審議会	1	公開
みよし市がんばる地域応援補助事業審査会	1	公開(一部非公開)
みよし市障がい者福祉計画審議会	1	公開
みよし市地域福祉計画審議会	2	公開
みよし市民生委員推薦会	1	非公開
みよし市災害弔慰金等支給審査会	1	非公開
みよし市介護保険運営審議会	2	公開
みよし市地域包括支援センター運営協議会	2	公開
みよし市地域密着型サービス運営審議会	1	公開
みよし市老人ホーム入所判定審査会	1	非公開
みよし市国民健康保険運営協議会	3	公開
みよし市保健対策推進協議会	1	公開
みよし市子ども未来会議	1	公開
みよし市子どもの権利擁護委員会	2	公開
みよし市食育推進会議	1	公開
みよし市工場等立地審査会	1	非公開
みよし市利水委員会	1	公開
みよし市環境審議会	1	公開
みよし市下水道事業経営審議会	1	公開
みよし市まちづくり審議会	1	非公開
みよし市都市計画審議会	3	公開
みよし市みどりと景観審議会	1	公開
みよし市民病院運営協議会	1	公開
みよし市教育振興基本計画推進委員会	3	公開
みよし市教育支援委員会	1	公開
みよし市学校保健結核対策委員会	1	非公開
みよし市いじめ問題対策委員会	1	非公開
みよし市学校給食センター運営委員会	2	公開
みよし市スポーツ推進審議会	3	公開
みよし市図書館協議会	2	公開
みよし市社会教育委員会	2	公開
みよし市指定管理者選定審査会(勤労文化会館等)	4	公開(一部非公開)
みよし市文化財保護委員会	1	公開
みよし市総合教育会議	1	公開
みよし市まち・ひと・しごと創生会議	3	公開
みよし市火葬場建設候補地選定委員会	3	公開(一部非公開)
みよし市民憲章推進会議	1	公開
地域包括ケア推進会議	3	公開
みよし悠学カレッジ推進会議	2	公開
合計	80	

令和7年度 個人情報保護制度の実施状況

総務課 ☎32-8000 FAX 32-2165

個人情報保護制度とは、
本市が保有する個人情報について正しく管理することを義務付け、皆さんが自分に関する情報について開示・訂正などを求めることができる制度です。令和7年度の実施状況は右表のとおりです。詳しくはホームページをご覧ください。なお、令和6年度の開示請求件数は37件です。



ホームページ

実施機関別の開示請求件数・処理状況

(単位:件)

実施機関	開示請求	処理状況				
		決定の内容			決定 処理中	取り 下げ
		全部	部分	不開示		
人事課	1		1			
長寿介護課	2		2			
保険健康課	1	1				
市民課	2		1			1
税務課	6	4		1	1	
納税課	1				1	
合計	13	5	4	1	2	1

第20回アジア競技大会に関するお知らせ

スポーツ課 ☎32-8027 FAX 34-6030

三好公園内施設の利用制限

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)のカヌー・カヤック競技が9月23日(祝)から26日(土)まで三好池カヌー競技場で開催されるに当たり、準備・大会期間中は**三好公園内の施設が利用できません**。ご迷惑をおかけしますが、市内の別の運動施設などをご利用ください(右記QRコードを参照)。



市内の施設一覧

三好公園運動施設		
	利用施設名	利用制限期間
屋外施設	陸上競技場	8月3日(月)～11月18日(水)
	体育センター	
	野球場	
	テニスコート	
	弓道場	
屋内施設	アリーナ	9月8日(火)～29日(火)
	柔道場	
	剣道場	
	卓球場	
	会議室	
	ランニングコース トレーニングルーム	

アジア競技大会 市民観戦事業

カヌー・カヤック競技へ市民を無料で招待します。詳細は、ホームページをご覧ください。



ホームページ



MIYOSHIヒト・コト発掘体験会

産業振興課 ☎32-8015 FAX 34-4189

本市に関わる企業や団体、個人が持つ技術や知識を一同に集め、産業・観光・農業など本市ならではの魅力を体感できるプログラムを集めたMIYOSHIヒト・コト発掘体験会を開催します。見る・聞く・作るなどの体験を通して「みよしでこんなことをやってるんだ!」「みよしにこんな人がいるんだ!」を、ぜひ体感してみてください。

期間 8月1日(土)～令和9年1月31日(日)

※各開催プログラムの日時・場所など、詳細は特設サイトをご覧ください。

申込 7月11日(土)10:00以降に特設サイトから



特設サイト



パン作り体験



女性空手教室



カネヨシ(株)倉庫見学



フラワーアート体験

▲昨年の様子

給食がなくなる夏休み期間中に、子どもたちに食事を提供します ほか

給食がなくなる夏休み期間中の子どもに対する食事の支援として、市内の公共施設11か所ですべて弁当を提供します。これにより「子どもの居場所の確保」や「酷暑対策(クーリングシェルター)」、さらには「保護者の子育て支援」につながります。また、これを含む以下3つの施策を実施します。



① 児童館などを活用して、夏休み期間中に弁当を提供します



ホームページ

期間 7月21日(火)～8月31日(月)の平日(8月10日(月)～14日(金)と、各施設の閉館日を除く)

場所 蜂ヶ池児童館、西一色児童館、福田児童館、筋生児童館、高嶺児童館、黒笹ふれあいセンター、おかよし交流センター、みなよし交流センター、サンライブ、総合体育館、カリヨンハウス

対象 弁当の提供を希望する、18歳(高校生年代)以下の子

費用 1食当たり350円(550円の弁当に対し200円を市が負担)(子ども応援緊急手当の対象世帯の子は無料)

申込 7月12日(日)までにホームページ内の申し込みフォームから(希望日・施設などを入力)

問合せ 各児童館・黒笹ふれあいセンター…子ども政策課(☎32-8034)
上記以外の公共施設…子ども相談課(☎76-5310)

② 放課後児童クラブを活用して、夏休み期間中に弁当を提供します

期間 7月20日(祝)～8月31日(月)(土・日曜日と8月13日(木)・14日(金)を除く)

場所 市内全8小学校の放課後児童クラブ

対象 放課後児童クラブの利用者

費用 1食当たり350円(550円の弁当に対し200円を市が負担)(放課後児童クラブ利用料減免の対象児童は無料)

申込 放課後児童クラブの利用者へ直接お知らせします

問合せ 学校教育課(☎32-8028)



③ 子ども応援緊急手当を創設します

支給額 子ども1人当たり月額6,000円

支給日 9月30日、11月30日、令和9年1月29日、3月31日

対象 下記①～③のいずれかに該当する人

- ① 住民税が非課税で、18歳(高校生年代)以下の子を養育する世帯主
- ② 市遺児手当の支給を受けている
- ③ 就学援助費の支給を受けている

申込 ●上記①に該当、または新たに②・③の認定を受ける人

→ 申請が必要(詳細はホームページを参照)

●7月1日時点で、上記②または③に該当する人

→ 市から案内文を郵送

問合せ 子ども政策課(☎32-8034)



ホームページ

①～③の施策へのご支援をお願いします

クラウドファンディングを活用して、本施策への寄附を募集しています。賛同いただける人は、特設サイト(7月1日(水)10:00に公開予定)からご支援いただくか、市役所5階 財政課へ直接ご相談ください。

※市内在住の人は、返礼品のない一般寄附金として受け付けます。

問合せ 財政課(☎32-8002)



特設サイト

小山市長が全国市長会の理事・愛知県市長会の副会長に就任しました

秘書課 ☎32-8032 FAX 34-6008

おやまたすく
小山祐市長が6月10日付けで、全国市長会の理事および愛知県市長会の副会長に就任しました。役職を通じて県下の市間での連携を一層深め、地域が抱える課題の解決や住民福祉の向上に取り組んでまいります。

本市においても、得られた知見やネットワークを市政運営に生かし、未来への挑戦を継続しながら誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

▼全国市長会とは

全国の市長および特別区の区長で構成。全国各市間の連絡協力を図り、地方自治の発展と市民生活の向上を目的に、国に対する政策提言や要望活動などを行う組織

▼愛知県市長会とは

県内の市長で構成。各市長が連携して市政に関する課題の調査研究や関係機関へ要望活動などを行う組織

企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式 企画政策課 ☎32-8005 FAX 76-5021

名古屋不動産株式会社から本市のアジア・アジアパラ競技大会への支援事業に対し100万円の寄附をいただいたことで、5月26日におやまたすく小山市長からいとうたかや伊藤貴哉代表取締役へ感謝状を贈呈しました。

■名古屋不動産株式会社からのメッセージ

弊社は、愛知県名古屋市東区を拠点に不動産事業を通じて、地域社会の発展と豊かな住環境の創造に貢献することを使命としています。お客様との信頼関係を大切に、誠実かつ透明性の高い事業活動を心掛けています。不動産事業を通じて、さまざまな形で皆様に寄り添える企業へ今後も邁進して参ります。



小山市長(左)と伊藤代表取締役(右)



ホームページ



トヨタ自動車サンピエナとの相互支援協定締結式 スポーツ課 ☎32-8027 FAX 34-6030



小山市長(左)と岩尾ゼネラルマネージャー(右)

トヨタ自動車株式会社 女子バレーボールチームのサンピエナと本市との相互支援協定(通称:パートナーシップ協定)が6月5日、市役所で締結されました。これは、スポーツを通じて活力ある個性豊かなまちづくりの推進を目的とするもの。式では、サンピエナの岩尾いわおあきよ暁世ゼネラルマネージャーと小山市長が協定書へ署名しました。これにより今後、市内でのバレーボール大会の開催や選手による学校訪問指導など、さまざまな連携事業が展開される予定です。



NEWS 119 尾三消防 尾三消防組合事務局 総務課 ☎38-7202



みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。

令和8年度 尾三消防組合の一般会計当初予算についてお知らせします

本年度の予算額は、歳入・歳出ともに49億9,679万2千円です。歳出における主要事業として、長久手消防署庁舎の大規模改修事業、本部の建て替え関係業務、消防車両の更新、豊明

消防署の空調更新工事などを予定しています。

当組合の主な歳入は、構成市町からの分担金です。今後も住民の安全・安心のため、消防広域化によるスケールメリットを最大限に生かした組織運営に努めてまいります。

